

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

海外慰安旅行費用の裁決

Q：当社は、来月に海外慰安旅行を予定しています。ところで、会社の負担する金額が高額であった海外慰安旅行費用が、福利厚生費と認められなかった裁決があるそうですが、その内容を教えてください。

A：東京国税不服審判所では、このほど会社が負担する従業員等の海外慰安旅行に係る1人当たりの費用が、通常認められる福利厚生費より高額であるとして、経済的利益として課税する、という税務署側の処分を認める裁決を行っています。

【解説】

慰安旅行を行う場合、会社が従業員等の費用を全額負担するというケースは、一般的によく見受けられます。

この場合、経済的利益が少額であるという実質基準を満たした上で、形式基準として、①旅行期間が4泊5日以内であること、②全従業員等の50%以上が参加していること、という要件を満たせば、給与課税の対象から除かれることになります。

今回の事例では、1人当たりの負担額は、341,000円（平成3年分）、454,411円（平成4年分）、520,000円（平成5年分）でしたが、一体いくらならば、経済的利益が少額であると判断されるのかとなると、通達等では明記されていません。

ただ、一般的には約10万円前後といわれており、その際、総額に占める会社の負担割合は、とりあえず問われないようです。

